

令和6年3月1日から 戸籍法が 改正されます

戸籍届出（婚姻届や養子縁組届等）
における戸籍証明書等の
添付が不要になります！



戸籍証明書等の広域交付が始まります！

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できます。
また、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村
の窓口でまとめて請求できます。 ※1

※コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍は除きます。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

今後、さらに便利になります！

マイナンバーカードの提示により、各種社会保障手続きで、
戸籍証明書等の添付が不要になります ※2

ケースによっては、引き続き添付が必要な場合もあります。

旅券発給申請等をオンラインでおこなえるようになります！

申請書と戸籍電子証明書提供用識別符号（パスワード）を提供することにより、オンラインで完結できるようになります。

ますます
便利に
なるね！



※1 広域交付では、代理請求や職務上請求はできません。代理請求等はこれまでのように本籍地の自治体へ請求してください。

※2 戸籍証明書等の添付が省略となる時期は、追ってお知らせします。